

令和2年第4回吉野町議会臨時会議録（第1日目）

1. 招集年月日 令和2年11月27日
2. 招集場所 吉野町議会議場
3. 開会時刻 11月27日 午前11時00分開会
4. 応招議員 1番 辻内正誠 2番 下中一平  
3番 山本義史 4番 欠員  
5番 上滝義平 6番 野木康司  
7番 山本隆敏 8番 藪坂眞佐  
9番 中西利彦 10番 西澤巧平
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 応招議員に同じ
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職、氏名  
町長 中井章太 副町長 和田圭史  
教育長 森本弥寿則 総務参事 奥出亘  
マスターズ参事 岡本克也 財務課長 山本剛  
総合政策参事 北谷隆範 町民課長 藤本和彦  
税務収納課長 坂本圭至朗 長寿福祉課長 久野史人  
暮らし環境整備課長 紺田正俊 産業振興課長 中尾勇  
文化観光交流課長 坂本やよい 教育次長 上林勝則
9. 本会議に職務のため出席した者の職、氏名  
局長 小西修司 主査 中出敬子
10. 議事日程  
日程1 会議録署名議員の指名について  
日程2 会期の決定について  
日程3 報第8号 地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告  
について  
日程4 議第34号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等  
の一部を改正することについて

日程5 発議第6号 吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて

日程6 議第35号 令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第9号について

日程7 議第36号 令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第2号について

11. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

12. 議事の経過は次のとおり

藪坂議長

ただいまの出席議員総数は9名でございます。

定足数に達しておりますので、これより令和2年第4回吉野町議会臨時会を開会いたします。

本臨時会の日程に入ります前に、本町議会の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について申し上げます。本臨時会においては、長時間の密閉空間を避けるため、適宜休憩をとり議場の換気を行い、マスク等の着用をお願いしております。次に飲み物の持込み及び飲用については従来どおりとし、傍聴人の方々にも同じことを求めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名議員の指名について

会議規則第127条の規定により、議長より指名いたします。

3番 山本義史議員、5番 上滝義平議員を指名いたします。

日程2 会期の決定についておはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日一日限りにしたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日限りと決定いたします。

開会にあたり、町長よりごあいさつをお願いいたします。

中井町長

おはようございます。

開会にあたりひとことごあいさつを申し上げます。

まずは、令和2年第4回吉野町臨時議会を開催しましたところ、議員各位におかれましては、全員ご出席を賜り心から感謝を申し上げます。

本日の臨時議会の上程議案でございますけれども、専決処分の報告が1件、条例改正が1件、補正予算関連が2件でございます。慎重審議の程よろしくお

願いたします。

そして、この機会を通しまして行政報告でございますけれども皆様方に配布のとおりでございます。主には、色々行事があるんですけれども今年度町政ミニ座談会を開催させていただきました。昨日で本年度のミニ座談会は終了させていただきました。少数人数での開催ということで、コロナ感染にも対応した形でございます。様々なその地域で今取り組んでいることであったり課題であったり、ある意味今後の行政運営にも活かせる生の声が聴こえたかなというふうに思っています。貴重な機会だったかなというふうに思っておりますので今後の行政運営に活かされるように、そしてまた町政の横断的な連携ができるような形で活かしていきたいなというふうに思います。

そしてコロナの方も非常に今、3波目の感染拡大に入っておりますので、そういった対策も含めてこの臨時会でも慎重審議をいただけたらなというふうに思います。改めまして、慎重審議をお願い申し上げ開会にあたってのあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いたします。

藪坂議長

ありがとうございました。

日程3 報第8号「地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告について」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

( 事務局朗読 )

説明を求めます。紺田課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

私の方から報第8号専決処分の報告についてご説明させていただきます。

議案の説明資料に基づきまして、説明させていただきます。

根拠法令につきましては、事務局の説明のとおりでございます。

専決処分の事項といたしまして、「公用車の交通事故に係る損害賠償額を定める和解について」でございます。

専決処分年月日は、「令和2年10月21日」でございます。

和解内容といたしまして、相手方住所といたしまして「吉野郡吉野町大字立野767番地の2 吉野広域行政組合」でございます。

そして公用車運転者につきましては、「記載のとおり」でございます。

そして事故の概要でございます。発生日につきましては、「令和2年9月7日午前9時頃」、場所においては「吉野郡吉野町大字立野767番地の2 吉野三町村クリーンセンター 不燃物処理場」でございます。

損害の状況でございます。「不燃物処理のために吉野三町村クリーンセンター内におきまして、公用車を後退させた際、停車中の相手方の車両に衝突し、相手方車両の右側前面部を損傷したもの」でございます。

過失の割合でございます。「町が100%、相手が0%」でございます。

そして損害賠償額でございます。「20万1,058円」となっております。

その他といたしまして、「今後、吉野町及び相手方双方本事件事故に関し異議を申し立てないこと」を確認いたしております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

ございませんか。

( 「 質 疑 な し 」 の声あり )

これで質疑を終わります。

本件につきましては、報告にとどめます。

日程4 議第34号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読します。

( 事 務 局 朗 読 )

説明を求めます。奥出参事。

奥出総務  
参事

失礼します。

議第 34 号についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、今事務局朗読のとおりでございます。

今回の改正条例によりまして、3つの条例の改正を行います。

まず、1つ目は「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例」  
また2つ目としまして「吉野町一般職の給与に関する条例」それから3つ目に  
「吉野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」でございます。

改正概要につきましては、期末手当の支給月数でございます。

まず、特別職につきましては年間 2.95 か月分を 2.85 か月分に 0.1 か月分減額するものでございます。令和 2 年度の 12 月におきまして、その 0.1 か月分。  
それから令和 3 年度におきましては、平準化させましてそれぞれ 0.05 か月分を減額するものでございます。また、一般職につきましては、再任用以外の職員  
につきましては特別職同様 0.1 か月分、従来 2.6 か月分を 2.5 か月分に改めるものでございます。同様に 12 月に 0.1 か月分、それから令和 3 年度におきましては 6 月、12 月それぞれ 0.05 か月分減額するものでございます。再任用職員  
につきましては年間 0.05 か月分でございます。

なお、教育長の期末手当につきましては一般職の職員の例によるというところ  
でございます。

それから会計年度任用職員の条例につきましては、支給月数には変更ござい  
ませんが、一般職の改正に伴い読み替え規定を改正するものでございます。

施行期日につきましては、公布の日でございます。ただし先ほど申しました  
令和 3 年度の規定、第 2 条、第 4 条及び第 6 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日施行  
でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

藪坂議長

質疑求めます。

質疑がないようですのでこれで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。よって議第 34 号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第 34 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正することについて」意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程 5 発議第 6 号「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」を議題として上程し、議案は事務局が朗読いたします。

( 事 務 局 朗 読 )

本案は議員提出です。

提出議員の説明を求めます。1 番 辻内正誠議員。

辻内議員

提出議員としてご説明申し上げます。

我々町議会議員の身分は地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号の「就任について公選によることを必要とする職」に規定されている特別職の地方公務員であります。また、その給与等については、一般職の公務員の給与は人事院勧告及び奈良県人事委員会勧告により客観性、透明性、公正性が保たれていると考えますが、特別職の報酬等についても、一般職と同様に客観性等を保ち、町民に対して説明責任を果たすことが出来るものでなければならないと考えます。

今回の給与勧告は、共に期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）を引き下げ、民間の支給状況等を踏まえ期末手当の支給に反映するとされておりますが、今年度は奈良県人事委員会が新型コロナウイルス感染症感染拡大による経済への影響を考慮し、県内企業の状況を踏まえ、国と異なった給与勧告を行われました。

そもそもこれら給与勧告は、一般職の給与等に関する勧告ではありますが、公務員と名の付く私たち町会議員としても期末手当について民間の支給状況の官民格差を考慮し、引き下げることが妥当だと判断し、本条例改正案を提出するものであります。

なお、支給率の引き下げ率については、常勤の特別職である町長等と同じく実態経済に近い奈良県人事委員会の給与勧告を参考にし、0.10 月分を引き下げするものであります。

議員各位のご賛同を賜れますようお願い申し上げます、提出議員の説明とさせていただきます。

菟坂議長

賛成議員の意見を求めます。2番 下中一平議員。

下中議員

「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」賛成議員としてご賛成意見を述べさせていただきます。

人事院及び奈良県人事委員会の給与勧告は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、社会の一般情勢に適応した適正な水準を確保する機能を有するものであり、公務員の給与水準を民間企業の従業員の給与水準と均衡させることを基本としております。

これまで奈良県は国の人事院に準じた勧告を行ってきましたが、今年度は奈良県人事委員会が新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響を考慮し、県内の民間事業所 102 事業所について職種別民間給与実態調査を実施され、国と異なったさらに下回る給与勧告を行われました。

この奈良県人事委員会の勧告は、国である人事院の勧告よりより地域経済に



目を向けた給与勧告であると考えます。

私たち吉野町議会の6月支給の期末手当は、新型コロナウイルス感染症対策事業の財源捻出のため、町長らと共に支給額を50%カットし、その残予算をコロナ対策予算に充当して頂きましたが、今回の期末手当については、民間の特別給与の支給割合との均衡を図るための引き下げであり、本案とは異なる議論であり、当然ながら町議会議員としても世情にあわせて考慮する必要があると考え、町議会議員の期末手当支給率引き下げに賛成するものであります。

時折、公務員の給料は民間企業の給料等を参考にしているため、世間が感じている景気の波とは時差を感じるという声も伺いますが、町民全体の代表者として構成する議会における発言は、論理的かつ客観性のある数値等を示し議論しなければなりません。奈良県人事委員会の勧告に代わる確かな参考資料が見当たらない実情でありますので、常勤の特別職である町長等と同じく町議会議員の期末手当等支給率について、0.10月分の引き下げに賛成するものであります。以上であります。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、発議第6号について、委員会の付託を省略することに決しました。

発議第6号「吉野町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正することについて」すでに下中議員より賛成意見がありましたので、反対意見のある方のみ意見を求めます。

反対意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程 6 議第 35 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 9 号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めます。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

私のほうから議第 35 号「令和 2 年度吉野町一般会計補正予算（案）第 9 号につきまして」議案説明資料の 3 ページに基づきまして説明させていただきます。

まず、歳入歳出の補正でございます。

補正額といたしまして、2,045 万 5,000 円でございます。

補正後の歳入歳出の予算額といたしまして、75 億 2,832 万 4,000 円でございます。

歳入の補正でございます。

15 款「国庫支出金」2,028 万円でございます。内容につきましては「新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金」でございます。充当先につきましては「水道事業特別会計繰出金」でございます。

20 款「繰越金」17 万 5,000 円でございます。

歳入補正合計といたしまして 2,045 万 5,000 円でございます。

歳出の補正でございます。

4 款「衛生費」補正額「2,028 万円」でございます。

内容につきましては、現在水道の基本料金を 11 月まで減免しておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして、町民の生活支援といたしまして

3月まで延長するものでございます。それに伴う補正でございます。

そして、第8款「消防費」でございます。17万5,000円でございます。「災害対策事業」といたしまして水道未普及世帯の商品券配布といたしまして、水道基本料金の減免に伴います基本料金等相当額の商品券を配布するものでございます。歳出補正合計といたしまして、2,045万5,000円でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって議第35号について、委員会の付託を省略することに決しました。

議第35号「令和2年度吉野町一般会計補正予算(案)第9号について」意見を求めます。

意見がないようですので、これで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程7 議第36号「令和2年度吉野町水道事業特別会計補正予算(案)第2号について」を議題として上程し、議案の朗読を省略して直ちに説明を求めま

す。

紺田暮らし環境整備課長。

紺田暮らし環境整備課長

失礼します。

議第 36 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号につきまして」議案説明資料第 4 ページで説明させていただきます。

補正予算の概要でございます。

第 1 款「水道事業収益の補正」でございます。

1 項「営業収益」マイナス 2,028 万円でございます。内容につきましては、水道基本料金の減免に伴うものでございます。コロナウイルス感染症に伴います生活支援といたしまして、現在 5 月から 11 月の基本料金を減免しておりますが、3 月までの延長に伴うものでございます。

そして、2 項「営業外収益」でございます。

2,028 万円でございます。一般会計の繰入金でございます。

補正合計といたしまして増減 0 でございます。

ご審議の程どうぞよろしくお願いいたします。

藪坂議長

質疑を求めます。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

おはかりします。

本案は会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の声あり ）

異議なしと認めます。よって議第 36 号について委員会の付託を省略することに決しました。

議第 36 号「令和 2 年度吉野町水道事業特別会計補正予算（案）第 2 号について」意見を求めます。

意見がないようですのでこれで討論を終わります。

おはかりします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決しました。

本臨時会の日程は全て議了いたしました。

おはかりします。これをもちまして本臨時会を閉会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 「 異 議 な し 」 の声あり )

異議なしと認めます。

閉会にあたり、町長よりごあいさつをお願いします。

中井町長

まずは、上程いたしました議案をすべてご承認いただきましてありがとうございます。また発議で議員の報酬等につきましても特別職また奈良県の人事委員会勧告にあわせていただいたこと、この決断にも敬意を表したいと思います。

皆さん方もご承知のとおり、第3波を迎えて非常にコロナの感染拡大を防止していかなければならない時期にはいつているかなというふうに思います。

本臨時会におきましても、水道の基本料金の減免を吉野町は6ヶ月議員の議決もいただきさせていただきました。そして、これから一番感染拡大をするときに、改めて基本的な感染予防対策としてですね、こまめな手洗い、消毒、3密の回避、その意思を改めて町民の皆様方にメッセージを示していきたい。そして感染者を出さないという形を務めて参りたいというふうに思いますので、そういった意味におきましても臨時会でご承認いただきましたことを感謝申し上げます。

改めまして、12月、来週からですけれども定例会がございます。

議員各位におかれましても体調管理に気をつけていただきまして、また12月定例会に臨んでいただきますようお願い申し上げ閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

藪坂議長

これもちまして、令和2年第4回吉野町議会臨時会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

( 午前11時26分 閉会 )